

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年度博多港船舶航行安全検討業務 R4.1.7～R4.5.31 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所 長 長山 達哉 福岡県福岡市大手門2-5-33	R4.1.7	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操船、工事手法、公衆への影響等を踏まえた総合的な分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注者においては、 1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力) 2. 実施方針(業務理解度、実施手順、その他) 3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性) 等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	15,015,000	14,850,000	98.90%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 名古屋港航行安全対策検討業務 愛知県名古屋市 R4.2.7～R5.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋港湾事務所長 藤田 亨 愛知県名古屋市港区築地町2	R4.2.7	(公社)伊勢湾海難防止協会 愛知県名古屋市港区西倉町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、金城ふ頭地区の岸壁整備工事及び泊地浚渫・揚泥工事における施工方法に係る周辺航行船舶等に対する航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案書」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人伊勢湾海難防止協会を契約の相手方として特定した。	12,265,000	12,100,000	98.65%	-	公社	国認定	1者	
平城宮跡歴史公園第一次大極殿院東様実 施設設計その2業務 奈良県奈良市佐紀町地先 R4.3.31～R7.11.30 建築関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 長 中村 孝 奈良県高市郡明日香村大字平田538	R4.3.30	(公財)文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平城宮跡歴史公園第一次大極殿院東様復原整備工事の工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、質疑応答、説明、確認を要する部材、部位に係る施工図の確認を行い、工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して設計意図の観点からの検討、助言等を行う業務であり、建築士法の規定に基づく国土交通省告示第九十八号(平成31年1月21日)における設計業務の標準業務のうち、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」に関する標準業務に該当する業務であるため、設計者がこれを行う必要がある。 本業務に係る設計は、令和元年度に簡易公募型プロポーザル方式により選定された上記業者が行ったものであるため、設計者である上記業者と随意契約を締結するものである。	49,522,000	48,731,100	98.40%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
平城宮跡歴史公園第一次大極殿東様復原整備工事監理業務 奈良県奈良市佐紀町地先 R4.4.1～R7.11.30 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	R4.3.31	(公財)文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、工事監理業務として、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかを確認・報告する業務である。 業務の対象となる工事は、古代の伝統木造建築物を創建当時の姿に厳正に再現することを目指すもので、当時の技法や材料の検証をとおし、伝統的な技法による部材の製作・施工により復原(新築)する特殊な工事である。また、建築基準法等の現行法に基づく、耐震安全性及び防火安全性を確保する必要があるため、構造面、避難面及び延焼対策に関して独自の検証を行い、建築基準法の規定に基づく大臣認定を取得した工法等を採用しており、古代と現代の技術を併せもった実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられた工事である。 本業務においては、当該工事が目指す厳正な再現及び各種安全性の確保のため採用している技術・工法に対して厳密な監理が必要となるが、独自に検証された特殊な技術・工法であるため、設計業務において実際にその技術・工法を検証し、その考え方を理解した設計者でなければ、適切に業務を遂行することが出来ない。 よって、本業務は、設計業務の受注者である公益財団法人文化財建造物保存技術協会と随意契約するものである。	52,954,000	52,800,000	99.71%	-	公財	国認定	1者	
円山川河川管理施設監理検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先他(豊岡河川国道事務所管内) R4.4.1～R5.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	R4.3.31	河川財団・建設技術研究所設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の検討を行うものである。また、巡視結果等を取集・分析し、重要な事案を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	22,165,000	22,165,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。